

議案第10号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部60の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

付 則

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

（提案理由）

薬事法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。